



## **愛称 NO.1** ピクテ日本ナンバーワン・ファンド (毎月決算実績分配型)

追加型投信/国内/株式

## 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

ピクテ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第380号

**電話番号** 03-3212-1805 (受付時間: 委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページ・携帯サイト (基準価額) WWW.pictet.co.jp

#### 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

### 三菱UFJ信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書 (請求目論見書) を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。

また、本書にはファンドの投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

## 商品分類および属性区分

#### 商品分類

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	国内	株式

#### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産 「投資信託証券 」 (株式)	年12回 (毎月)	日本	ファミリー ファンド

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(https://www.toushin.or.jp)で閲覧できます。

- ●本目論見書により行う「ピクテ日本ナンバーワン・ファンド(毎月決算実績分配型)」(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月20日に関東財務局長に提出しており、2025年10月21日にその届出の効力が生じております。
- ●ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律 第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ●ファンドの財産は受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。
- ●請求目論見書は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。また、投資者が請求目論見書の 交付を請求した場合には、投資者自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。
- ●ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## 委託会社の情報

委託会社名 設立年月日

資 本 金

運用する投資信託財産の合計純資産総額

ピクテ・ジャパン株式会社 1986年12月1日 2億円

3兆1.749億円

(2025年7月末日現在)



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

ファンドは、信託財産の 成長を図ることを目的として 積極的な運用を行うことを 基本とします。

## ファンドの特色

- 1 主にわが国のナンバーワン企業の株式に投資します
- 2 毎月決算を行い、 収益分配方針に基づき分配を行います

# ファンドの目的・特色

## ファンドの特色

# 主にわが国のナンバーワン 企業の株式に投資します

- ナンバーワン企業とは、優れたブランドカ、技術力、商品・サービス開発力およびマーケティン グカを有し、業界トップシェアを誇る企業、または今後それが期待される企業を指します。
- ナンバーワン企業の魅力は、特定の分野で他社を圧倒する参入障壁を築くことができ、価格支配力などにおいて高い競争優位性を有する点です。また、大企業の場合、規模の利益を活かせるため、コスト効率を改善し、相対的に高い競争力を構築することが可能です。

#### ナンバーワン企業の例 三井不動産 リンナイ セコム ガス給湯・厨房機器で 警備サービス業で国内NO.1 総合不動産で国内NO.1 国内NO.1 島津製作所 ニトリホールディングス イビデン クロマトグラフ・質量分析計で ハイエンド半導体パッケージ基板で 家具の製造・販売で国内NO.1 国内NO.1 世界NO.1 信越化学工業 トヨタ自動車 半導体用シリコンウエハーで 自動車メーカーで世界NO.1 世界NO.1

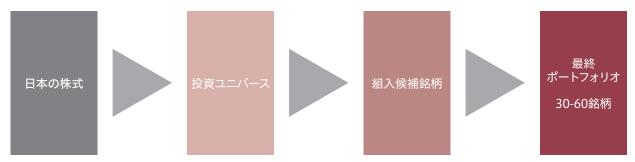
- ※上記銘柄の「NO.1」とは、その分野でのトップシェア (売上高等) を意味します。
- ※上記銘柄は、ファンドの投資対象候補銘柄(2025年7月末日現在)の一例を紹介するものです。また、特定の銘柄の勧誘・推奨を目的としたものではなく、その価格動向を示唆するものでもありません。実際の投資対象は、これら銘柄例に限るものではなく、また投資しない場合があります。

出所:各企業の資料等を使用し委託会社作成

#### 運用のポイント

- ボトム・アップ・アプローチによる成長株運用 中長期的な企業の利益成長に着目し、高い利益成長が期待できる銘柄に厳選投資を行いま す。さらに、利益成長の源泉が明確な企業に調査対象を絞ることで効率的な調査とフォロー アップが可能となります。
- 企業訪問による直接調査を重視し、個別銘柄を評価してポートフォリオを構築します。また、ピクテ・グループのグローバルな調査と情報ネットワークが支援し、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド(英国)およびピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(スイス)より投資助言を受けます。

#### 運用プロセス



#### ナンバーワン企業を抽出

- 流動性によるスクリーニング
- ブランドカ、技術力、商品・サービス 開発力、マーケティング力などに おける競争優位性
- ●高いシェアの製品・サービスがあり、かつその製品・サービスが売上高または営業利益に貢献

## ボラティリティ・スクリーニング

●ボラティリティの高い銘柄を除外

#### 重点分析、ポートフォリオ構築

- 成長ドライバー
- ●事業基盤の質と継続性
- ●財務分析
- バリュエーション
- ●ESGを考慮
- ●均等配分を基準
- ●業種分散を考慮

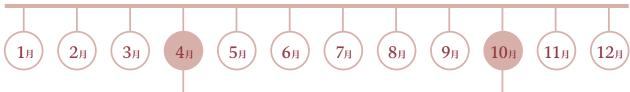
※上記の運用プロセスは2025年7月末日現在のものです。市場環境等により今後変更される場合があります。

# 毎月決算を行い、収益分配方針に 基づき分配を行います

- 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
  - 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
    - 原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、1万円を超える部分の額の範囲内 で分配金額を決定します(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配を行わないことも あります)。
    - 4月および10月の決算時においては、上記に加えて利子・配当等収益を勘案したうえで、分配金額を決定します。
  - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

### 分配金(決算日・毎月20日(休業日の場合は翌営業日)):

原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、1万円を超える部分の額の範囲内で分配金額を決定します



分配金(決算日・毎年4月、10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)): 上記に加えて利子・配当等収益を勘案したうえで、分配金額を決定します

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

3

# ファンドの目的・特色

## 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産 から支払われますので、分配金が支払われると、その金額 相当分、基準価額は下がります。

#### 投資信託で分配金が支払われるイメージ

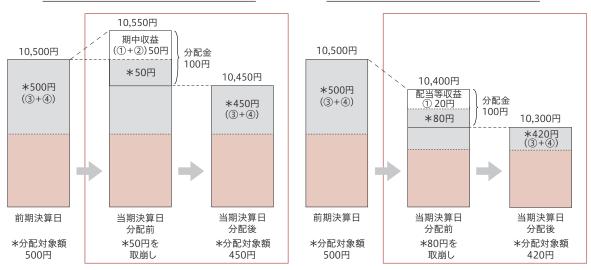


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および ④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに 相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さ かった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

普通分配金 投資者の 購入価額 (当初個別元本) 普通分配金 分配金支払後 基準価額 個別元本

※元本払戻金(特別分配金)は 実質的に元本の一部払戻し とみなされ、その金額だけ 個別元本が減少します。また、 元本払戻金(特別分配金) 部分は非課税扱いとなります。 分配金の全部が元本の一部払戻し に相当する場合

投資者の 購入価額 (当初個別元本) 元本払戻金(特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

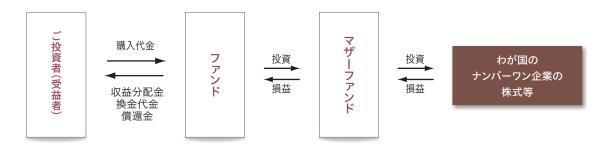
元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額

(特別分配金) だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## ファンドの仕組み

- ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。ただし、未上場株式および未登録株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

## 株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

- ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている 株式の価格変動の影響を受けます。
- 株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、 短期的または長期的に大きく下落することがあります。
- 株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

## リスクの管理体制

- 運用リスクのモニタリング(流動性リスク、信用リスク、パフォーマンスの考査を含みます。)および法令諸規則等の遵守状況のモニタリングは運用部署とは異なる部署が行います。
- モニタリングの結果は、上記部署により定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス&ビジネスリスク委員会へ報告されるとともに、必要に応じて経営会議へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ社内規程に定められた緊急時対応の要請や問題改善の指示または提案等を行います。

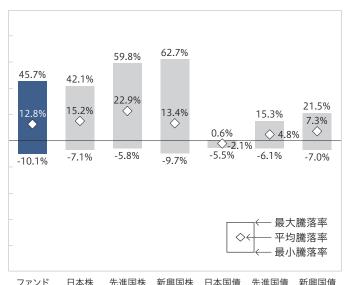
※リスクの管理体制は、今後変更される場合があります。

## 参考情報

## ファンドの年間騰落率 および分配金再投資基準価額の推移



## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較\* (2020年8月~2025年7月)



ノアノト 口本休 尤進国休 和興国休 口本国頂 尤進国頂 和興国頂

上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- (注)「分配金再投資基準価額」とは、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なります。
- ※ 対象期間の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示した ものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

#### <各資産クラスの指数>

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株 MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円換算)

新興国株 MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)

日本国債 NOMURA-BPI国債

先進国債 FTSE世界国債指数(除く日本、円換算)

新興国債 IPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算)

(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

#### 上記各指数について

■東証株価指数(TOPIX)(配当込み):東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての 機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会 社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)に帰属します。JPXは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータ の正確性、完全性を保証するものではありません。JPXは同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指 数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 ■MSCIコクサイ指数(税引前配当込み):MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべて MSCI Inc.に帰属します。 ■MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み): MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.が 開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属し ます。 ■NOMURA-BPI国債:NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発 行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマ ンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属 しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。 ■FTSE世界国債指数(除く日本):FTSE世界国債指数(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国 債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するす べての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 ■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド:JPモルガンGBI-EMグ ローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な 指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の 著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額および基準価額 (分配金再投資後) は、1万口当たり、運用管理費用 (信託報酬) 控除後です。 ※基準価額 (分配金再投資後) は、上記期間中において、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配 金を再投資した場合の評価額を表します。

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期		分配金
第1期~第	图191期(計)	12,335円
第192期	25年 3月	35円
第193期	25年 4月	40円
第194期	25年 5月	0円
第195期	25年 6月	0円
第196期	25年 7月	0円
直近1年間 累計 865円		
設定来 累計		12,410円

## 主要な資産の状況

ファンドの主要投資対象であるピクテ日本ナンバーワン・マザーファンドの状況です。

### 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種名	構成比
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.1%
2	日立製作所	電気機器	2.8%
3	住友電気工業	非鉄金属	2.8%
4	トヨタ自動車	輸送用機器	2.5%
5	イビデン	電気機器	2.3%
6	ソニーグループ	電気機器	2.2%
7	富士通	電気機器	2.2%
8	横河電機	電気機器	2.0%
9	東京応化工業	化学	2.0%
10	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	1.9%
	# N		

#### 組入上位5業種

	業種名	構成比
1	電気機器	25.0%
2	化学	10.0%
3	機械	6.5%
4	小売業	6.2%
5	輸送用機器	5.9%
	その他の業種	44.9%

※構成比は実質比率 (マザーファンドの組入比率×マザーファンドの当該資産の組入比率) を表示しています。

## 年間収益率の推移



※税引前分配金を再投資したものとして計算 しています。2025年は7月31日までの 騰落率を表示しています。ファンドには ベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。 最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。	
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)	
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。	
換金単位	販売会社が定める1口の整数倍の単位とします。 (販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。)	
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。	
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。	
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。	
購入の申込期間	2025年10月21日から2026年4月20日までとします。 (上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。)	
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。	
購入·換金申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付けを取消すことがあります。	
託期間 2009年1月30日(当初設定日)から無期限とします。		
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。	
決算日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。	
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動 けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる 場合があります。	
信託金の限度額	3,000億円とします。	
公告	日本経済新聞に掲載します。	
運用報告書	毎年1月、7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。	
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除の適用が可能ですが、益金不算入制度の適用はありません。	

## ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

**3.3%**(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。

購入時手数料

(詳しくは、販売会社にてご確認ください。)

購入時手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払 う手数料です。

信託財産留保額 ありません。

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日、信託財産の純資産総額に年**1.595%**(税抜1.45%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了の とき信託財産中から支払われます。

[運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)および役務の内容]

## 運用管理費用 (信託報酬)

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.7%	年率0.7%	年率0.05%
ファンドの運用とそれに伴う 調査、受託会社への指図、 各種情報提供等、基準価額 の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行 等

その他の費用・ 手数料 信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率<u>0.055%</u>(税抜0.05%)相当を上限とした額)が毎日計上されます。当該諸費用は、監査法人に支払うファンドの財務諸表の監査に係る費用、目論見書、運用報告書等法定の開示書類の作成等に要する費用等です。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金	
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して <b>20.315%</b>	
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して <b>20.315%</b>	

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※上記は、2025年7月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2025年1月21日~2025年7月22日)におけるファンドの総経費率(年率換算)は以下のとおりです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.63%	1.60%	0.03%

- ※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ※上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
- ※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。